令和８年（行ウ）第１７号　損害賠償請求行為（住民訴訟）等請求事件

原　　告　　有馬美穂

被　　告　　文京区長

準備書面（１）

令和８年　７月２０日

東京地方裁判所民事第５１部１Ａ係　御中

原告訴訟代理人弁護士　　農　端　康　輔　[redacted]

第１　本案前に関する主張

１　被告の本案前に関する主張

被告は本案前に関する主張として、請求の趣旨第２項について、①監査請求の対象とした財務会計上の行為と住民訴訟の対象とした財務会計上の行為との間の同一性がない点（被告答弁書［２－３頁］）、②差止めを求める財務会計上の行為がなされることの相当の確実さがない点（被告準備書面（１）［５－７頁］）、③「公金の支出」の権限がない点（被告準備書面（１）［７－８頁］）、で不適法であると主張する。

また、被告は、請求の趣旨第１項のうち、丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対して請求する部分について、財務会計上の行為を行う権限がない点で不適法であると主張する（被告準備書面（１）［３－５頁］）。

以下、反論する。

２　差止請求について

（１）当初の監査請求においても差止請求が含まれていること

被告は請求の趣旨第２項の差止めを求める部分について、監査請求の請求と

の同一性を欠くとして却下を求めている（被告答弁書［２－３頁］）。

しかし、当初の監査請求の結果においても、監査委員は「次年度の契約の見直し」（甲１［下から６行目］）が請求対象に含まれていることを前提として判断を行っている。原告の監査請求においても、「次年度契約の見直し」を求めていた（甲３［２頁］の下から２段落目）。

ここでの「見直し」は、契約すること自体の見直しを含むことは明らかであり、当初の監査請求においても本件事業と同種の令和８年度以降の事業の差止めを求めていたことは明らかである。

したがって、そもそも令和７年１０月に行った監査請求（甲２及び甲３）において、請求の趣旨第２項と同一の請求が含まれているのであり、本件訴訟の請求の趣旨第２項は適法な訴えである。

（２）令和８年３月に監査請求を行い却下されたこと

また、仮に上記主張が認められず、当初の監査請求と本件訴訟の請求の趣旨第２項に同一性がないとしても、以下のとおり、瑕疵は治癒している。

原告は、令和８年３月に、本件事業と同種の令和８年度以降の事業の契約の締結等の差止を求める監査請求を行った（甲２２）。

令和８年５月、文京区監査委員は、この監査請求を却下した（甲２１）。

当該監査請求は、本件訴訟の請求の趣旨第２項の訴えと同一の請求である。

（甲２１に示された文京区監査委員の判断内容、監査請求の結果の結論には誤りがあるが、）上記監査請求の提起及び監査請求の結果がでたことにより、監査請求と本件訴訟の請求の趣旨第２項と同一の監査請求がなされたことになり、この点の瑕疵は治癒している。

（３）近い将来に差止めの対象となる契約の締結及び公金の支出が行われること

新たに行った監査請求の結果によれば、令和８年度の事業は国際バカロレア機構（ＩＢＯ）と文京区が直接協定を締結して実施する方向で検討しており、令和８年４月には具体的な打合せが複数回なされている（甲２１［４－５頁］）。

文京区監査委員は、「協定等の締結により実施する方向で進んでおり、令和７年度の本件事業の業務委託契約と同様に随意契約を締結するとは認められない。」と判断しているが、国際バカロレア機構（ＩＢＯ）と文京区との間の協定は研修の実施等を内容とする「契約」であり、随意契約を行うことができる要件を満たすべき地方自治法における「随意契約」である。

上記のとおり、令和８年４月以降にも協議されていることからすれば、近い将来に差止めの対象となる契約の締結及び公金の支出が違法に行われることが確実に予測される状況にある（被告準備書面（１）［５－７頁］に対する反論）。

（なお、原告は、これらの文京区と国際バカロレア機構（ＩＢＯ）の協議の状況につき情報公開請求を行っているが、期間延長決定があり、現時点で開示されていない。）

（４）請求の趣旨第２項のうち「公金の支出」の差止めを求める部分について

請求の趣旨第２項のうち「公金の支出」の差止を求める部分の関連（被告準備書面（１）［７－８頁］）で、「公金の支出」の権限は、文京区会計管理者が有することは特に争わない。

文京区長は文京区を代表する者として、「契約の締結」及び「公金の支出命令」につき法令上これを行う権限を本来的に有している。

３　請求の趣旨第１項について

被告は請求の趣旨第１項のうち、丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対して請求する

部分について、財務会計上の行為を行う権限がないとして却下を求めている。

しかし、丹羽恵玲奈は文京区の教育長であり、教育委員会の権限に属する事務に関する契約について教育委員会で必要な審議が行われず、また、必要な手続がなされずに違法な契約がなされた場合には、教育長は当該契約を止めるべき義務を負っている。

また、吉田雄大は、教育推進部長として、本件業務委託契約の担当課の担当部長であり、随意契約の指定依頼等に権限を有する者である（甲９。訴状［１２頁］で記載した「甲６」は誤記である。）。

したがって、丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対して請求する部分についても適法な訴えである。

第２　本案に関する主張

１　業務委託契約に合理性がないこと

（１）　本件事業に必要性・合理性がないこと

ア　原告の主張

訴状で述べたとおり、本件事業については、そもそも実施目的が明らかになっておらず、認定校を設置することも目的となっておらず、費用対効果の観点で合理性に疑問がある。

（なお、訴状において、地方財政法１４条と記載したが、地方財政法４条１項の誤記である。）

イ　本件事業の実施目的が明らかになっていないこと

（ア）　教育委員会等の審議で具体的な比較検討はなされていないこと

本件事業の実施目的について、被告は、本件事業の目的について、令和６

年第１回総合教育会議（乙６［１２－１３頁］）及び令和６年第１回区教育委員会（乙２０［１２－１６頁］）において協議や質疑応答がなされていると主張する。

しかし、これらの会議で、学習指導要綱で定められた「探究的学習」、「探究学習」として、本件事業に取り組むことが十分検討されているわけではない。また、これらの会議で、「探究的学習」の他のプログラムや他の研修（例えば、被告が提示する乙１０ないし乙１４）と具体的な比較検討がなされているわけではない。教育局から提案された本件事業について教育委員から質疑があったにすぎず、本件事業の実施目的が議論されているわけではない。

本件事業に要する費用や重要性を踏まえると、本件事業の研修内容やその効果、研修を受講する対象者の範囲（管理職のみか一般の教職員を含むか）、受講する予定人数、研修の回数や実施時間、研修の実施方法（オンラインか否か）、依頼する機関や講師の専門性及び実績、研修終了後の支援や教材提供の有無、費用（受講者１人あたりの単価）、区全体に今後展開した場合に要する費用、既存の研修との関係（連携の可能性）、などについて、教育委員会において他のプログラムや他の研修と比較した議論がなされる必要があるし、文京区教育局では具体的な事前検討がなされる必要がある。

文京区の総合教育会議や文京区教育委員会において、これらの事項については、ほとんど議論されていない。

（イ）　教育現場からの「ヒアリング」について

また、被告は、文京区の教育現場のヒアリングの有無の観点について、区立幼稚園及び小中学校の園長及び校長に関してヒアリングを行ったと主張する。

しかし、被告が提出した乙８を見ても、「校長にＩＢの説明」としか記載が

なく、本件事業を実施することを前提に、校長及び園長に本件事業の内容を説明したにすぎないと思われる。原告の情報公開請求においても、結果として令和６年５月の「校園長会説明用資料」しか開示されなかった（甲２３－１、甲２３－１）。校長及び園長からの具体的な意見は公文書に記録されておらず、「ヒアリング」（＝意見聴取）とはいえない。

（ウ）　ＩＢ認定校の視察について

ＩＢ認定校の視察についても、被告は、乙９－１ないし乙９－５を証拠として提出し、視察を実施していると反論する。

しかし、乙９－１ないし乙９－５を見ても、ＩＢ認定校において国際バカロレア教育がどのように実践されているかを確認しているにすぎず、それ以上に当該視察の結果は明らかになっていない。

本件事業とのかかわりでいえば、国際バカロレア教育が他のプログラムに比べて文京区民や児童生徒にとって望ましい内容であることやＩＢ認定校を設置するのではなく本件事業のようなオンラインの教員研修のみを行うことが妥当かつ合理的であること、が視察の結果やその検討から明らかになることが本来求められている。実際に文京区が行った視察ではこれらの事項は一切明らかになっていない。

（エ）　小括

したがって、被告が主張する事項を踏まえても、国際バカロレア教育の教員研修を行うという本件事業の目的が検討されたとはいえず、本件事業の目的は明らかになっていない。

ウ　探究的学習の位置づけについて

そもそも「探究的学習」は、小学校では２０２０年から、中学校では２０２１年から全面実施された新学習指導要綱において「総合的な学習の時間」としてとりあげられたものであり、今後の学習指導要綱の改訂においても重視されると考えられるものである（甲２４、甲２５、甲２６）。

「探究的学習」への取組みとしては、被告も認めるように国際バカロレア教育以外のプログラム（例えば、被告が提示する乙１０ないし乙１４）も実際に存在しており、教員に対する研修以外のアプローチも存在している。

文京区において、「探究的学習」について積極的に取り組むのであれば、「国際バカロレア教育」に限定したり、「国際バカロレア教育に関する教員研修」に限定したりすることなく、その他のプログラムを含めて教育委員会が主体的に実施する内容を検討すべきであり、継続的な取り組みが必要である。

また、探究的学習の拡充に関して、一般的に「教員研修」もその１つの手段として位置づけられるようであるが、あくまで１つの部分的な手段にすぎず、「教員研修」のみでは探究的学習の拡充が図れないことは明らかである。具体的にいえば、学習指導要綱（甲２５、甲２６）において「総合的な学習の時間を充実させる体制づくり」として、「校内組織の整備」「年間授業時数の確保と弾力的な授業時数の運用」「環境整備」「外部との連携の構築」などの項目が挙げられており、「教職員の研修」はそのごく一部にすぎない。

文京区において探究的学習への取組みとして、本件事業以外に特筆すべき事項が存在するとはいえず、探究的学習への取組みを行うとしても、本件事業では不十分であり、本件事業は合理性を欠いている。

エ　区全体への広がりを欠くこと

令和７年度に実施された本件事業の研修に参加した教職員は、区内の公立

小学校及び中学校のうち、小学校は１３校、中学校は６校と一部の学校に所属する教職員に限られている（甲２７）。文京区の公立小学校は２０校、公立中学校は１０校であり（甲２８）、教員研修に参加した教員が全くいない小学校は７校（３５％＝７／２０）、中学校は４校（４０％＝４／１０）である。また、教員研修に参加した教員は全体の教員のうち、ごくごく一部である。

このように、本件事業を実施したとしても、その効果は区全体の教育活動への広がりを欠いている。

文京区は、授業等を通じて、所属する幼稚園や小中学校に蓄積され、児童生徒に還元されると主張している。

しかし、本件事業に参加した教員からのフィードバック（例えば、乙２４ないし乙２７）も当該教員の授業についての改善が報告されるに留まっており、区内全体はおろか、校内に広げるという観点でのフィードバックすらなされていない。

したがって、仮に本件事業について何らかの成果があるとしても、区の公立小学校及び公立中学校全体への広がり（「横展開」）を欠くという観点で、本件事業は合理性を欠いている。

オ　教員の異動について

すでに訴状において教員の文京区外への異動する点で、教育現場への波及効果が限定され、本件事業は合理性を欠く旨を主張した。

被告も、研修を受講した小中学校の教員が文京区外に異動すること、文京区外に異動することがあること、は認めるようである。

上記のとおり、本件事業のように数度の教員研修を行うだけでは、当該教員が自ら実施する授業に関するノウハウを得るに留まっており、他の教員や区全体への波及効果が限定される。

教員が区外に異動する予定があるという事実も、本件事業が教員研修に限った取組みであることの問題であり、本件事業を行う合理性がないことを示している。

2　随意契約の要件を満たしていないこと

（1）国際バカロレアに関する研修以外の可能性が検討されていないこと

被告は、ＩＢＯ以外の国内団体が行っている探究的学習に関する研修について調査検討を行ったと主張する（被告準備書面（1）［２４頁］及び被告準備書面（２）［２頁］）。

しかし、文京区教育局が他の研修を具体的に検討したのであれば、それぞれの団体の探究的学習に関する研修の具体的な内容とそれを踏まえた費用・対価を比較検討しているはずであり、研修内容に関する資料や見積もりを取得するなどして、文京区において何らかの根拠資料が残されているはずである。

原告らがこれまで情報公開請求を行った結果としてそれらの資料は一切残っていない。被告の主張を前提としても、「各団体のウェブページのすべてを出力することはしておらず、…保存することはしていない。」とのことである（被告準備書面（２）［２頁］）。

実際に、随意契約の決裁においてもこれらの資料は付されていない（甲３）。

被告が監査請求及び本件訴訟において提出した乙１０ないし乙１４については、いずれも令和８年（２０２６年）に出力（印刷）されたものであり、令和５年時点や令和６年時点には一切検討がなされていなかった疑義がある。少なくとも、乙１０ないし乙１４は、令和６年に検討を行っていたことを示す証拠であるとはいえない。

文京区として「探究的学習」について積極的に取り組むのであれば、本来、国際バカロレア機構と協議する令和５年１１月３０日より前の段階で、文京区

教育委員会として、探究的学習の複数のプログラムを内容面や費用面から検討した上で、国際バカロレア教育の教員研修を実施することを決定するというプロセスが必要である。しかし、文京区教育委員会として、このようなプロセスを経た検討は存在していない。

1（2）イ（ア）で挙げたように、文京区教育委員会及び文京区教育局として、研修内容やその効果、具体的実施方法や今後の展開などについて、具体的な事前の検討がなされる必要があった。

「探究的学習」への取組みという観点では、他のプログラムや研修は多数存在する（その他のプログラムの令和8年時点の一例が乙10ないし乙14である。）以上、国際バカロレア教育に関する教員研修に限定して随意契約の要件を満たしているか否か検討するだけでは不十分である。

したがって、国際バカロレアに関する教員研修以外の取組みの可能性が検討されていない点で、随意契約の要件を満たしていない。

（2）シルバーファーン株式会社以外が検討されていないこと

業務委託先としてシルバーファーン株式会社以外の業者が検討されていないことには当事者間に争いがない。

すでに訴状で述べたように、仮に国際バカロレア教育に関する研修を実施することを前提としても、本件業務委託契約を契約する際には、随意契約業者は複数登録されている状況にあり、IBOの教員研修プログラムの提供先がシルバーファーン株式会社のみに限られていることが書面によって確認されておらず、随意契約の要件を満たしていない。

令和8年度については、国際バカロレア機構（IBO）との直接契約が予定されており（甲21［4－5頁］）、令和7年度の本件事業について国際バカロ

レア機構（ＩＢＯ）との直接契約を検討していない点でもシルバーファーン株式会社が唯一の委託先であったか疑問がある。

（３）委託費用が合理性を欠くこと

被告が提出した乙１５－１、乙１５－２は本件業務委託契約締結時のものではないことは被告も認めるとおりである。

本件業務委託契約当時の資料が一切保管されていないこと、価格の妥当性について検討した文書等が文京区に残っていないこと、を踏まえると、実際には本件業務委託契約当時には委託費用が合理的かつ妥当であることは検討されていないといわざるをえない。

仮に、乙１５－１、乙１５－２を前提としても、国際バカロレア機構（ＩＢＯ）が提供する研修プログラムは、乙１５－１で示されたもの以外にも様々なプログラムが存在しており、委託費用の合理性・妥当性について具体的にどのような検討がなされているか明らかではない。

委託費用について「探究的学習」「探究学習」に関する他のプログラム（令和８年段階の例として、乙１０ないし乙１４）との比較検討がなされていないことはすでに述べたとおりである。

したがって、随意契約の前提として委託費用の合理性について一切考慮されていないといわざるをえず、本件事業の委託費用には合理性はなく違法である。

３　令和８年度以降の事業について

令和８年度以降の事業についても、文京区は国際バカロレア機構（ＩＢＯ）と直接契約する方向で事業を検討しているとされている（甲２１［４－５頁］）が、同契約も随意契約であると考えられる。

令和８年度以降の事業についても、「探究的学習」「探究学習」に関する他の

プログラムとの内容及び費用の比較検討がなされている形跡はない（甲２１［４－５頁）など、令和８年度以降の同種の事業についても、令和７年度と共通する違法がある。

第３　答弁書及び被告準備書面（１）に関する認否因

１　答弁書について

否認ないし争う。

２　被告準備書面（１）第４、１について

（１）　（１）について

「教育ビジョン」に被告が主張する内容が記載されていることは認めるが、国際バカロレアに関する教員研修（本件事業）と結びつける理由は不明であり、争う。

（２）　（２）について

「教育目標」に被告が主張する内容が記載されていることは認めるが、国際バカロレアに関する教員研修（本件事業）と結びつける理由は不明であり、争う。

（３）　（３）について

「教育指針」に被告が主張する内容が記載されていることは認めるが、国際バカロレアに関する教員研修（本件事業）と結びつける理由は不明であり、争う。

（４）　（４）について

不知。文京区教育大綱と国際バカロレアに関する教員研修（本件事業）と結びつける理由は不明であり、争う。

3　被告準備書面（１）第４、２について

（１）　「（１）令和５年６月…」について

令和５年に閣議決定された「教育振興基本計画」に「探究・STEAM 教育の充実」が挙げられていることは認める。

ただし、小学校については２０２０年度、中学校に２０２１年度に、新学習指導要綱が全面実施され、「総合的な探究の時間」として「探究学習」が導入されている（甲２４、甲２５、甲２６）。したがって、「探究学習」が令和５年の上記「教育振興基本計画」で初めて取り上げられたわけではない。

（２）　「（２）教育振興基本計画…」について

いずれも不知。

国が探究学習を今後の柱としていることは確かであり、文京区としてその実施を検討することは一定理解できるが、上記（１）のとおり、令和５年の「教育振興計画」を受けて「探究学習」の充実の検討を始めたという被告が主張する経緯は、上記（１）の新学習指導要綱の全面実施の時期との関係でいっても不自然である。また、探究学習の充実という目標との関係で、その中心的な手段として「教員の指導方法を見直（すこと）」、国際バカロレアに関する教員研修（本件事業）を実施することとは繋がらない。

すでに述べたように、探究学習の充実の観点からいえば、様々な施策、様々なプログラムが考えられるはずであり、文京区、文京区教育委員会及び文京区教育局において、これらが比較検討された形跡はない。

（３）　「（３）教育局は…」について

不知。

仮に被告が主張する事実関係を前提にしても、以下の疑問がある。

仮に国際バカロレア機構（ＩＢＯ）と文京区教育委員会との間で意見交換を

行うとしても、そのような個別団体との意見交換に先行して、文京区教育委員会が文京区の児童生徒にとってどのような施策を行うことが必要であるかを主体的に検討すべきであり、教育委員会の審議の場で具体的な意見交換がなされるのが本来の姿である。

文京区の教育委員会においてそのような議論がなされないまま、文京区がＩＢＯとの意見交換を継続することのみが令和５年１１月３０日の意見交換で決定すること自体、疑問がある。

（４）　「（４）令和６年１月から…」について

いずれも不知。

仮に教育局がＩＢＯ側と意見交換を行っているのであれば、被告の主張に沿った意見交換に関する議事録等の記録があるはずであるが、被告はこれらの記録を提出しない。

なお、被告は過去の経緯について甲１を証拠としてあげるが、甲１は監査請求の結果にすぎず、文京区教育局が過去に行った協議等の記録を証する証拠とはいえない。

被告の主張を前提としても、あくまでＩＢＯの教員研修は新たに開発する内容である。ＮＰＯスマイルバトンは、国際バカロレアに関する教員研修等に実績がある団体ではなく、ＮＰＯスマイルが実績のある団体として取り扱われたことにも疑問がある。

（５）　「（５）教育局では…」について

不知。

文京区立幼稚園及び小中学校の園長及び校長に対するＩＢＯの教育メソッドを活用した教員研修の実施に関するヒアリングを行ったと被告は主張するが、原告において情報公開請求をしたところ、甲２３－１が開示されただけであり、園長及び校長からの意見は一切記録されておらず、「ヒアリング」とはいえない。

むしろ文京区が園長及び校長に対して文京区教育委員会及び教育局の方針を説明しただけと思われる。

（６）　「（６）教育局は、これら…」について

不知ないし争う。

被告が主張する経緯を前提にしても、ここまで文京区教育委員会において、探究的な学習の充実の観点で、文京区においてどのような施策をとるべきかが議論された経緯は存在しないまま、国際バカロレア教育に関する教員研修（本件事業）が進められていることがうかがえる。

４　被告準備書面（１）第４、３について

（１）　「（１）令和６年１０月…」について

不知。協議内容を示す議事録等が証拠として提出されない。

（２）　「（２）その後、…」について

不知。

（３）　「（３）令和６年１１月６日、…」について

令和６年１１月６日の総合教育会議及び区教育委員会で本件事業が取り上げられてることは認めるが、他のプログラムとの比較などは、当局からの説明としても一切なされておらず、審議としても不十分である。

（４）　「（４）令和６年１１月１３日、…」について

不知。

（５）　「（５）令和７年３月１８日、…」について

不知。

この経緯についても、被告は甲１を証拠としてあげるが、甲１は監査請求の結果にすぎず、文京区教育局が過去に行った協議等の記録を証する証拠とはいえない。

（6）　「（6）令和７年３月２１日、…」について

認める。

（7）　「（7）令和７年３月１７日、…」について

認める。

（8）　「（8）令和７年３月２５日、…」について

不知。

文京区において、シルバー社の見積書について、価格の妥当性等についての検討はなされておらず、不十分である。

（9）　「（9）令和７年５月８日、…」について

不知。

（１０）　「（１０）令和７年１１月６日、…」について

不知。

５　被告準備書面（１）第５及び第６について

事実関係については上記４のとおりである。

評価及び原告の主張についてはいずれも争う。

６　被告準備書面（２）について

否認ないし争う。

乙１０ないし乙１４、乙１５－１はいずれも令和６年時点のものではなく、その他の資料等が残っていないばかりか、具体的な検討の内容が被告準備書面（２）においても明示されない以上、令和６年当時、文京区教育局において具体的な検討がなされていた事実はないと考えざるを得ない。

以上